

第四十三回国会 建設委員會議録 第二号

(七三)

昭和三十三年二月八日(金曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 福永 一臣君
理事加藤 高藏君 理事木村 守江君
理事二階堂 進君 理事石川 次夫君
理事中島 巖君

大沢 雄一君 金丸 信君

木村 公平君 砂原 格君

堀内 一雄君 八木 徹雄君

山口 好一君 兒玉 末男君

三宅 正一君 山中日露史君

出席國務大臣

建設大臣 河野 一郎君

出席府政委員

建設事務官 町田 充君

(計画局長)

建設技官 谷藤 正三君

(都市局長)

建設技官 山内 一郎君

(河川局長)

建設事務官 平井 學君

(道路局長)

建設事務官 前田 光嘉君

(住宅局長)

建設技官 建部 仁彦君

(營繕局長)

委員外の出席者

専門 員 山口 乾治君

二月六日

委員 田中幾三郎君

辭任につき、その補欠として西村榮

一君が議長の名で委員に選任され

た。

同月八日

委員西村榮一君辭任につき、その補

欠として片山哲君が議長の名で委

員に選任された。

本日の會議に付した案件

住宅金融公庫法及び日本住宅公団法
の一部を改正する法律案(内閣提出
第六二二号)

建設行政の基本施策に関する件

○福永委員長

これより會議を開きま
す。去る五日本委員會に付託になりまし
た、内閣提出住宅金融公庫法及び日本
住宅公団法の一部を改正する法律案に
ついて、提案理由の説明を聴取いたし
ます。河野建設大臣。

住宅金融公庫法及び日本住宅公団法
の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法及び日本住宅公団
法の一部を改正する法律
(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五
年法律第五十六号)の一部を次の
ように改正する。

第十七条第十項第四号中「建設中」
の下に「若しくは改修中」を「建設
工事」の下に「若しくは改修工事」
を加え、同項を同条第十一項とし、
同条中第五項から第九項までを一
つづつ繰り下げ、第四項の次に次の
一項を加える。

5 公庫は、住宅の改修を行なう者
に対し、その改修に必要な資金を

貸し付けることができる。

第十八条中「第七項」を「第八項」
に第九項を「第十項」に改め、「必
要な事項」の下に「同条第五項の
規定による貸付けの申込みをした者
についてはその改修を必要とする事
由」を加える。

第二十條第四項中「第五項及び第
六項」を「第五項から第七項まで」
に、「第七項」を「第八項」に改め、
同条第五項中「第九項」を「第十項」
に改める。

第二十一條第六項中「第九項」を「第
十項」に改め、同項を同条第七項と
し、同条第五項中「第七項」を「第
八項」に改め、同項を同条第六項と
し、同条第四項中「第六項」を「第
七項」に改め、同項を同条第五項と
し、同条第三項中「第五項」を「第
六項」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第二項の次に次の一項を加
える。

3 第十七條第五項の規定による貸
付金の利率は、年六分とし、その
償還期間は、十年以内とする。

第二十一條の二中「第五項」を
「第六項」に、「第九項」を「第十項」
に改める。

第二十一條の三第三項第四号中
「第七項」を「第八項」に、「第九
項」を「第十項」に改め、同項第八
号中「第九項」を「第十項」に改
め、同項第九号中「第五項、第六
項」を「第五項から第七項まで」に、
「第九項」を「第十項」に改め、「に

係する」の下に「住宅、」を加え、同
項第十号中「第九項」を「第十項」
に、「第二項又は第三項」を「第三
項又は第四項」に改める。

第二十三條第一項中「建設中」の
下に「若しくは改修中」を、「建設
工事」の下に「若しくは改修工事」
を加え、「第七項」を「第八項」に、
「第九項」を「第十項」に改める。

係する」の下に「住宅、」を加え、同
項第十号中「第九項」を「第十項」
に、「第二項又は第三項」を「第三
項又は第四項」に改める。

第二十三條第一項中「建設中」の
下に「若しくは改修中」を、「建設
工事」の下に「若しくは改修工事」
を加え、「第七項」を「第八項」に、
「第九項」を「第十項」に改める。

第二十四條第二項中「規格に關す
る基準」の下に「貸付けをするこ
とができる住宅の改修に關する基
準」を加え、「第十項」を「第十一
項」に改める。

第二十七條の二の次に次の一條を
加える。

(住宅金融公庫宅地債券)
第二十七條の三 公庫は、主務大臣の
認可を受けて、第三十五條の二第二
項の規定による特別の定め適用を
受けることを希望する者が引き受け
るべきものとして、公庫の予算に定
められた金額の住宅金融公庫宅地債
券(以下「宅地債券」という)を発
行することができる。

2 前項の規定による宅地債券の債
権者は、公庫の財産について他の
債権者に先だつて自己の債権の弁
済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法
の規定による一般の先取特権に次
ぐものとする。

4 公庫は、主務大臣の認可を受け
て、宅地債券の発行に關する事務
の全部又は一部を銀行又は信託會

社に委託することができる。

5 前項の規定により委託を受けた
銀行又は信託會社については、商
法(明治三十二年法律第四十八
号)第三百九條から第三百十一條
までの規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、宅
地債券に關し必要な事項は、政令
で定める。

第三十四條第二項中「建設する」
を「建設し、若しくは改修を行な
う」に改める。

第三十五條第三項中「第五項、第
六項」を「第五項から第七項まで」
に、「第九項」を「第十項」に改め
「に係る」の下に「住宅、」を加える。

第三十五條の二第三項中「第九
項」を「第十項」に改め、同条中同
項を第三項とし、第二項を第三項と
し、第二項を第三項とし、第一項の
次に次の一項を加える。

2 前項の基準においては、第十七
條第四項の規定による貸付金に係
る土地の譲受人の選定方法に關
し、一定の宅地債券を引き受けた
者(その相続人を含む)で、当該
土地の譲受けの申込みの際現にそ
の宅地債券の一定割合以上を所有
しているものについて、特別の定
めをするものとする。

第三十六條中「第十項」を「第十
一項」に改める。

第四十六條第一項第四号中「第二
項」を「第三項」に改める。

(日本住宅公団法の一部改正)

第二条 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第八号中「住宅債券」の下に「及び日本住宅公団宅地債券」を加える。

第三十二條に次の一項を加える。

2 前項の基準においては、前条第二号の宅地の譲受人の選定方法に關し、一定の日本住宅公団宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む）で、当該宅地の譲受けの申込みの期限にその日本住宅公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

第四十九條の見出しを「借入金及び債券」に改め、同条第八項中「及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、「住宅債券」の下に「又は宅地債券」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「住宅債券」の下に「又は宅地債券」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「住宅債券」の下に「又は第二項の規定による宅地債券」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第三十二條第二項の規定による特別の定めを受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、日本住宅公団宅地債券（以下「宅地債券」という。）を

發行することができる。

第五十一條中「債務」の下に「宅地債券に係る債務を除く。」を加える。

第五十二條中「及び住宅債券」を「住宅債券及び宅地債券」に改める。

第六十一條第一項第一号中「第二項ただし書及び第六項」を「第二項、第三項ただし書及び第七項」に改め、同項第四号中「第五十五條」を「第三十二條第一項の規定により同条第二項の宅地債券に関する建設省令を定めようとするとき、及び第五十五條」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

2 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「及び公営企業債券」を「公営企業債券及び住宅金融公庫宅地債券」に改め、同条第三項中「利子」の下に「住宅金融公庫宅地債券の利子（割引の方法をもって発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金）」を加える。

3 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

（北海道防衛住宅建設等促進法の一部改正）

4 北海道防衛住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八條の二第一項及び第二項中「第五項又は第六項」を「第六項又は第七項」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十項」に改める。

5 （地方税法の一部改正）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の七第十号中「第十項」を「第十一項」に改める。

理由

住宅金融公庫が住宅の改修に必要な資金の貸付けを行なうことができるとともに、同公庫及び日本住宅公団が宅地債券を発行することができるとし、かつ、その債券を引き受けた者に対して宅地の譲受人の選定の際に特別の取扱いをする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○河野国務大臣 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

改正の第一は、住宅金融公庫が、住宅の改修を行なう者に対し、その改修に必要な資金の貸付の業務を行なうこととしたこととあります。

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金を融通し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与して参つたのであります。

さて、御承知のように、わが國の住宅には、老朽した住宅や設備不良の住宅等、改良や修繕を必要とする住宅が相当多いのであります。なかんずく農山漁村の住宅には古い建築が多く、構造上あるいは間取りや設備等の面で改善を要するものが多いのが実情であります。かような実情に鑑み、住宅融資を行なう政府関係機関である住宅金融公庫において、住宅の改修、すなわち改良及び修繕に必要な資金を貸し付けることにより、積極的に住宅の防災性及び居住性を向上し、もつて国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の確保をはかることとしたのであります。この貸付金の一戸当たりの金額の限度は政令で定めることとし、貸付金の利率は年六分、償還期間は十年以内とすることとしたのであります。

改正の第二は、住宅金融公庫または日本住宅公団が、宅地債券を発行することができるとしたこととあります。

今日、住宅の建設にあたり、宅地の取得難が大きな隘路となつてゐることは、御承知の通りであります。この宅地取得難に対処して良好な宅地の供給特に地方公共団体、日本住宅公団等による宅地の造成供給を増大する必要があるものであります。そのための資金

の拡充増大をはかるための一方策として、かたがた、宅地需要者の宅地購入資金の積み立てを奨励するため、宅地資金積み立ての制度を設けることがきわめて時宜に適した措置であると考えられております。このような考えに基づきまして、住宅金融公庫または日本住宅公団は、主務大臣の認可を受けてそれぞれ住宅金融公庫宅地債券または日本住宅公団宅地債券を発行することができるといたしましたとともに、これらの宅地債券を引き受けた者で、分譲宅地の譲り受けの申し込みの際にその宅地債券の一定割合以上を所有しているものに対しては、公庫から融資を受けて地方公共団体等が造成した分譲宅地または日本住宅公団が造成した分譲宅地の譲受人を選定するにあつて特別の取り扱いをする、すなわち他の者より優先的な取り扱いをすることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○福永委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○福永委員長 建設行政の基本施策に關する件について調査を進めます。

前会に引き続き、昭和三十八年度建設省関係予算等につき、各局長より補足説明をいたしたいとの申し出がありますので、順次これを許します。平井道路局長。

○平井政府委員 三十八年度の道路関

係予算案の内容につきまして、先般政務次官から御説明いたしましたものの補足的な意味で御説明をしたいと思います。お手元の資料をごらんになりながらお聞きをお願いします。

三十八年度の編成方針あるいは予算編成の重点につきましては、先般政務次官から御説明を申し上げた通りでございますが、補足的に詳細の数字をかいつゝ御説明申し上げます。各道路種別ごとの総括を御説明いたします。「昭和三十八年度道路整備事業予算説明資料」とありますこの印刷物の六ページをごらん願いたいと思います。

一級国道につきましては、前年度予算額七百三十九億一千八百万円に對しまして、昭和三十八年度は七ページの一番左の欄にございますように、九百四十八億八千万円、事業費はそれぞれその左の欄に書いてございます。

なお、ここにお目ざわりでございますが、カッコ書きで、本年四月一日からそれぞれ二級から一級に昇格する分を組みかえた数字を御参考までに掲げてございます。

二級国道につきましては、予算額前年度二百四十九億一千六百万円に對しまして、三十八年度は二百六十七億五千五百万円、地方道につきましては、前年度予算額三百三十七億一千百万円に對しまして、三十八年度は三百八十九億三千九百万円、以上のそれぞれ前年度の額に對する比率を御参考までに一番右の欄に掲げてございますが――

このカッコ内はこの昇格による予算金額の増減を含んだものでございまして、実質的な比率はこのカッコ内のもので昭和三十八年度を比較する上にお

いて実質的な比率になろうかと存じております。これによりますと、一級国道で、カッコ内について見ますと、事業費で一・一九倍、予算額で一・二二倍、二級国道で事業費で一・二二倍、予算額で一・二二倍、地方道につきましては、事業費で一・二二倍、予算額で一・二二倍というふうな実質的な比率になるのでございます。予算額が〇・二ばかり減っておりますが、これは地元の負担金等の負担率の関係、その他の関係が含まれておると思っています。さような関係でございます。

次に直轄維持修繕費でございますが、前年度九十九億に對しまして本年度は百億をこえる額になっております。

雪害につきましても、前年の予算額二十七億に對して、本年三十八年度は三十三億というふうに増額いたしております。

その他、街路、区画整理等につきましても、それぞれ一・四倍前後の伸びを示しておるような次第でございます。

なお、機械につきましては、特に雪害機械の欄をごらん願いますが、下の欄に出ておりますが、前年予算額五億三千八百万円に對しまして、本年は九億三千八百万円というふうに大幅に増額に相なつて、それぞれ一・七八倍、一・七五倍というふうに伸びを示しておるのでございます。

次に、八ページに移りまして財源の内容を御説明申し上げます。

三十八年度の財源につきましては、まず基本になる揮発油税収入額等が前年の千七百三十五億七千三百万円に對しまして、三十八年度は千九百七億二

千九百万円を計上してございます。その内訳は揮発油税の収入額は前年の千六百五十五億に對し千九百二億五千九百万円というふうに順調な伸びを示しておりますが、ただ、前年度は七十八億三千五百万円という調整額があつたのに對して、明年度はこの調整額がわずかに二千四百万円しかないため、この点で若干の目減りをいたしておるような次第でございます。

一般財源につきましては、前年が百四十三億一千五百万円に對しまして、三十八年度は三百六十億というふうに相当額を見込んでおります。

その他前年度剰余金等を含みますと、総額で前年の二千四百四億八千万円に對し、三十八年度は二千四百七十億七千六百万円、比率にいたしまして一・二一の伸びを示しておるのであります。

次に十ページに移りまして、日本道路公団の関係を御説明いたしたいと思います。

日本道路公団の方につきましては、一番下をごらん願いますが、収入の面で前年が合計で五百七十九億五千万円に對し、三十八年度は八百七億六千四百百万円に對しまして一・三九の相当大幅な伸びを示しておるのでございます。特に本年は国際復興開発銀行の新たな借り入れ等もございまして、公共投資としては相当な伸びを示しております。

十一ページに移りまして、道路交通関係の支出のおもなものを御説明申し上げますと、本年はまず大所である名神高速につきましては三百三十億を割り当てまして、予定期間内の完成を期待いたしておるわけでございます。次

に東名高速につきましては、前年の三十四億に對し、本年は七十五億、中央高速道路につきましても、前年の十八億に對し、三十五億を計上いたしておるわけでございます。その他一般有料道路につきましては、前年の八十五億に對し、百五十一億二千万円を計上いたしておるわけでございます。駐車場につきましても、五億二千八百万円を計上してございます。その他二百十一億等で若干の新規事業の調査着手をそれぞれ考えておるような次第でございます。以上のような次第になります。

簡単にございまして、御説明を終わります。

○編永委員長 次に谷藤都市長。○谷藤都市長 道路局長に引き続きまして道路関係の若干の御説明を申し上げます。

六ページの道路種別等総括表でございますが、六ページの総括表の中で、街路部分の伸び率が、先ほど道路局長から申し上げましたように、一・四二というふうな伸びになっております。関係は、従来道路局でやっております一般道路の改築につきましても、大都市あるいは大都市周辺の道路改築関係が非常に困難になって参りまして、そのために区画整理もしくは市街地改良というふうな特殊な都市計画手法を用いませんと仕事ができなくなる関係上、だいぶ大都市内の一般道路が街路の分類に入つて参りまして、そのために伸び率が非常に大きくなつております。

次に、十二ページの首都圏高速道路公団でございますが、この公団につきましては、十二ページの最後の合計欄

に、前年度二百八十四億に對しまして、三十八年度は三百七十億、比率で申しまして一・三二倍となっております。これはオリンピック関係では来年度の工事は舗装、高欄、照明というような部分を残しまして、あとの主要構造物は一号、四号について全部終わるといふような形になりまして、一・三二という倍率を示しております。建設費につきましては、十三ページにございまして、三十八年度は二百六十四億、比率で一・二一、関連街路が四十六億、比率で一・六七というふうな形になっております。

それから十四ページの阪神高速道路公団の分につきましては、最後の合計欄にありまして、前年度の十五億に對しまして、三十八年度は六十六億、比率で申し上げまして四・四倍、そういうふうになっておりますのは、最近大阪の交通事情が非常に麻痺状態に入つて参りましたために、主として難波から梅田、それから中之島――梅田間、この両方に重点を置きまして、三十九年度に完成の見込みということ、それを目標といたしましてこういう比率になっておるわけでございます。

道路関係の説明は以上で終わらしていただきます。

次に、別のプリントで都市計画事業予算説明資料というのがございまして、その第一ページを開いていただきます。

ここに書いてありますのは、下水道、公園、市街地改築の三つでございます。下水道事業につきましては、前年

度の四十七億に對しまして、三十八年度は六十四億七千万、比率で申し上げまして三割七分の増、右の方の欄で地方債がございます。地方債は前年度の百二十八億に對して、三十八年度は百六十億、比率で申し上げまして一・二五倍というふうになっております。それから公園事業につきましては、二億八千万に對しまして、三十八年度は三億一千九百万、一・一四倍。市街地改造につきましては、これは国費の道路持分でございます。前年度の九億に對しまして十億六千万、これは国費の道路持分の分でございます。その次の摘要欄にありますが、市街地改造の十億、これは市街地改造が終了しまして、今度は施設建築物の事業に入りますので、地方債としては十億見てございます。合計しまして、都市計画事業関係につきましては、前年度に對しまして、一番最後の欄にございますように、比率で三割六分の増というふうになっております。

下の方の欄に書いてございますように、公共下水道が一番最後の欄で四割二分の増、都市下水道が三割五分の増、特別都市下水道が二割八分、地盤沈下対策は、新編でございまして、大體終了いたしました。事業は落ちて参りまして、五割七分になっております。合計しまして三割七分の増、こういうふうになっておるわけでございます。公園事業につきましては五ページにございますように三億一千九百万円の予算をいたしましたが、この中で特に伸びておりますのは、その下の表にございまして、児童公園、特に最近の都市の状態にかんがみまして、児童の生活環境整備のために児童公園は四割五分の増になっております。あと国営公園の減額になっておりますのは新宿、皇居前、京都御所等の関連に伴う減でございまして、この載っております分は、議事堂の周辺における新たな公園整備を始めという事業費でございまして、それから六ページの市街地改造事業につきましては、これは先ほど申し上げましたように、道路整備特別会計によりまして十億六千万の事業をいたしまして、これを終わりますと同時に新たにその施設建築物をつくるというふうな事業費が地方債の十億ということでございます。新規に来年からありますのは、大阪、神戸、姫路の建築物でございます。

融公庫分につきましては、住宅局の方の所管でございまして、あらためて御説明いたしますが、あと残りの住宅公団、地方公共団体、土地区画整理組合、これが都市局の主管になっておりますが、住宅との関係がございまして、住宅局長からあとで御説明申し上げます。最後の土地区画整理組合につきましては、一番最後のページの六ページに土地区画整理組合による宅地造成というのがございまして、これは現在民間の土地区画整理組合が約百三十組合でございまして、現在で約千四百万坪の造成をいたしておりますが、昔と違ひまして、個々の地主の単位が非常に小さくなりまして、資金調達に非常に困難である。ところが、公共事業の面から見ますと、こういう区画整理組合に非常な活躍をしていただくことが、公共施設の取得に非常に役に立つ関係もございまして、できるだけそういう組合の助成をいたしたいということと、今年度から新たに土地区画整理組合をつくりまして、その貸付金といたしまして三億を一般会計でいただきまして、それをもとにしまして県はそれに合算して三億を準備いたしまして、合わせて六億を組合に對してその運転資金として貸付をする。貸付の金額につきましては、内容は、資金は全部無利子でございまして、償却は、国に返す分は六年、県に返す分は五年というふうにいたしまして、現在やっております千四百万坪のうち五百万坪分、特に公共事業に關係のある組合に對しまして貸付をいたしまして、五百万坪の造成をいたしたい、こういうつもりでございまして、

以上で説明を終わります。
○福永委員長 次に町田計画局長。
○町田計画局長 計画局関係の予算の概要について御説明申し上げたいと存じます。資料は全体五ページの薄い印刷物が配りしてあるはずでございます。計画局所管の昭和三十八年度の予算総額は、一億六千八百三十三万二千円でございます。全額行政部費でございます。事業費は全然ございません。これを昭和三十七年度予算に比較いたしますと千二百三十三万二千円の増でございます。比率にいたしますと約八割の増、こういうことになっております。これらのうちおもなものについて以下簡単に御説明申し上げます。第一は、宅地に関する諸制度の整備に必要な経費でございます。これは総額百一十五万五千円でございますが、この経費は現在の深刻な宅地問題に對処いたしますための重要な制度上の措置各般にございまして、現在宅地制度審議会においていろいろ調査審議をお願いいたしておるわけでございまして、さらに同審議会の調査審議の促進をお願いいたしたい。これとともに現在宅地建物取引業法という法律に基づきまして、宅地、建物の売買、売買の周旋、こういうものの業態に對しまして種々の取り締まりを行なつておるわけでございまして、御承知の通り一部業界には世間の批判を受けるというふうな現象もございまして、さらにこの種業界の取り締まりを的確に行ないまして、円滑な宅地建物の流通取引をはかつていく、こういう趣旨の経費でございます。

第二番目は、新産業都市等建設計画調査に必要な経費でございます。これは金額をいたしましては千四百四十三万三千円にございまして、いよいよ昭和三十八年度におきましては新産業都市建設促進法に基づきまして、いわゆる新産業都市の指定が行なわれる予定になっておるわけでございまして、それに伴ひまして必要となる新産業都市の基礎調査を実施する。それとともに国土総合開発法に規定をいたしております、それに基づきます国土総合開発計画において想定をいたしておりますところのいわゆる地方開発都市、こういうものにつきまして必要な建設計画の樹立のための必要な調査を行なう、こういう経費でございます。なお、いわゆる近畿圏、中京圏というふうな大都市圏につきましても、大都市圏にふさわしい整備開発の計画、そういうものを樹立いたしまして、必要の調査を従来とも実施して参つたわけでございまして、昭和三十一年度におきましては、中京あるいは北九州、そういう方面の大都市圏につきましても同様の調査を実施いたしたい、かように考えておるわけでございまして、

第三番目は、産業開発青年隊事業に必要な経費でございますが、金額をいたしましては五千七百三十三万八千円にございまして、別に官庁管轄費として二千五百万円が計上されておるわけでございまして、

これは御案内の通り産業開発青年隊発足以来十年を経過いたしました。国内にあるいは国外に、技能を身につけた青年が開発のために活躍をいたしておるわけでございまして、今後さらに

産業開発青年隊の訓練内容の充実をはかり、建設技能者及び海外移住者を養成するための経費でございまして、昭和三十八年度におきましては、さらに技能教育の充実と集団訓練の徹底をはかるために中央訓練所の施設整備、拡充をはかりたい、こういう考えでございします。第四番目は、国土計画、地方計画の確立推進に必要な経費でございまして、金額といたしましては千八百五十七万五千円でございします。これは総合開発計画の作成のために必要なものとして、大規模開発計画、または地域開発計画等、いろいろな開発計画が考えられておるわけでございします、その一環といたしまして、大規模開発計画としては、さしあたり昭和三十八年度におきましては、東京湾及び瀬戸内海の開発計画調査を実施したい。それから地域開発のための基礎調査といたしましては、重要水系利水調査、交通体系調査及び土地利用図の作成のための調査、こういったものを実施いたしますとともに、日本横断運河についても必要な調査の一部を実施したい、こう考えておる次第でございします。

以上、簡単でございしますが、計画局所管の予算について概要を御説明申し上げた次第でございします。

○福永委員長 次に山内河川局長。

○山内(一朗)政府委員 河川局関係の御説明をいたします。資料は昭和三十八年度治水関係予算、下に建設省河川局と書いてある資料でございします。これのまず二ページ、三ページをお開き願いたいと思ひます。

ここに河川局関係の予算の総額が書いてございしますが、区分といたしまして、左の縦の方に大きく分けまして、治水事業、海岸事業、伊勢湾高潮対策、災害復旧、こういう四つの大ワックになります。治水事業の内訳に、河川、ダム、砂防、建設機械、その次に東京、大阪高潮対策というふうなこれの特に分けて書いてございしますが、こゝまでが治水事業であります。海岸事業は、海岸、チリ地震津波対策、それから災害復旧の内訳として災害復旧、災害関連、鉅費復旧、こういう内訳になります。

上の右の方に昭和三十七年度の当初、補正後の予算、その次に昭和三十八年度、その右に比較増減で、予算の面と比率の面、こういうことが書いてございします。

まず昭和三十八年度の一歩下、合計のところをごらんいただきますと、事業費で千六百億、国費で千六百十六億、こういう数字になります。その合計を三十七年度のところに御比較を願いますと、事業費で千五百三十三億、国費が千七百十七億でございします。国費は大体、事業費もそうでございしますが、全体では本年度と大体同

じくらしい事業をやる、こういうこととでございします。ところが比較増減の当初の国費の欄をごらんいただきますと、三角は減でございします。治水事業は百四億の増、それからずつと参りまして、海岸事業が四億七千二百萬円の増、伊勢湾高潮対策が六億四千万円の減、災害復旧が百三億三千六百万円の減、こういうことでございまして、災害は、昨年非常に災害が少のうございしましたので、それにつれて予算も減つてゐる。伊勢湾高潮対策もこれで完了でございします。金額も減つております。そういたしますと、その減つた分が治水事業と海岸事業の方に回つてゐる、こういうことに相なるわけでございします。

それで、治水事業の各内容におきまして、どういふふうな来年度は率が増びてゐるかという、率の方をごらんいただきたいと思ひます。右四行は率でございしますが、当初のうちの事業費のところの率をごらんいただきます。治水事業全般では一・二二でございします。二・二の増、そのうち河川が一七・〇の増、ダムが三八・〇の増、砂防が一八・〇の増、建設機械は〇・四で、これは減つております。東京、大阪高潮対策は一・二八でございします。二・八の増、海岸事業におきましては、海岸とチリ地震の全般を合計すると二・二の増、そのうち海岸は二・六ふえてゐる、こういうことでございまして、治水事業全般より、やや一般の海岸事業の方が伸びてゐる、こういう形でございします。ダムがほかの事業より伸びておりますのは、ちょうど最盛期に入つておるダムが多うございしますので、経済的スピードでやるために

六ページ以降各事業について重点的に書いてございしますが、政府機関から大綱が御説明がございましたので、それと重複する点は省略をいたしたいと思ひます。

七ページの河川事業の下の方に直轄河川でございしますが、継続事業を百河川やる、新規事業は来年はないということとでございします。継続に重点を置いてやって参りたい、こういうふうな考へております。

八ページでございしますが、中小河川、新規三千河川を取り上げておりましたが、例年取り上げる本数と大差ございしません。昨年度は二十九河川でございしましたが、三十河川新しく取り上げる。小規模河川の新規の本数七十二河川も例年並みでございまして、三十七年七十一河川に対して七十二河川新しく取り上げていこう、こういうことでございします。

東京高潮対策は、先ほど御説明した通りでございします。

次は河川総合開発事業でございしますが、九ページに参ります。九ページに参ります。直轄事業、多目的ダムでございしますが、新しく長野県天竜川水系の小沢ダムに着工いたします。なお実施計画調査分につきましては、現在三ダムをやつておりますが、新しく吉野川の早明浦ダム、これは四国の高知県でございしますが、四国の開発につきまして、重大な役割をいたしますダムでございします。次に北海道の天塩川岩尾内ダム、これも新しく取り上げるわけでございします。

次は水資源開発公団の交付金でございしますが、御承知のように、矢木沢、下久保、高山の三ダムにつきまして、

公共負担について交付をいたすわけでございます。

十ページに参ります。これはダム補助事業でございますが、新しく取り上げるものについて申し上げますと、まず建設工事につきましては沼田川の椋梨ダム、これは広島県でございます。次は鏡川の鏡ダム、高知県、一迫川の花山ダム、これは宮城県、大沢川の荒坂ダム、これは山形県、荒川の西荒川ダム、これは栃木県でございます。石田川、石田川ダム、滋賀県、こういう新しく六ダムに着工する、こういうことでございます。

次に実施計画調査でございますが、新しく七つ取り上げます。養老川の養老ダム、これは千葉県でございます。雲出川の若ヶ野ダム、三重県、市川の生野ダム、兵庫県、与田川の大内ダム、香川県、今川の油木ダム、福岡県、飯梨川の布部ダム、島根県、大淀川の野尻ダム、宮崎県、こういう七つのダムについて新しく取り上げる。こういうことでございます。

次は砂防事業でございますが、非常に必要のある事業がたくさんございますが、できるだけ促進をして参りたい、こういうことでございまして、まず直轄の砂防事業については、新規を取り上げないで継続事業に重点を置いてやっていく。

次は直轄の特殊緊急砂防でございますが、これは三十六年災の緊急砂防でございます。四カ年計画の線に沿いまして、三十九年度には終わるよう、来年度の予算も配慮してございまして、

直轄地すべり対策事業も継続事業に重点を置き、通常砂防事業につきま

てもできるだけ重点を置きますが、やはり災害発生の際に河川がございまして、そういう点にも重点を置いてやって参りたいと思っております。

補助の特殊緊急砂防でございますが、これは三十六年災の事業でございます。四カ年計画で三十九年度に終わるよう、三十八年度の予算をつける。

地すべり対策事業につきましては、非常に必要箇所も多々ございまして、そういう点を考えて予算を考えて参りたい。

次は海岸事業でございますが、海岸事業は非常に重要な事業でございます。先ほども御説明いたしましたように、伸び率が多くなっております。なお、チリ津波の対策事業につきましては、表三をごらんいただきます。

十四ページは直轄海岸事業でございますが、継続八海岸のほかに、新しく岡山海岸、これは岡山県の百間川の河口の海岸であります。これを直轄海岸でやる。補助海岸につきましては新しく三十三海岸を取り上げる、こういうことでございます。

伊勢湾高潮対策事業は、来年度終わるよう予算がついていまして、災害復旧関係については、従来の方針とほとんど変わっておりません。

〔委員長退席、加藤（高）委員長代理着席〕

七ページの表四をごらんいただきますと、左の方に直轄、補助を大分けいたしまして、各年災ごとに総国費が書いてございまして、昨年の三十七年災の総国費を査定いたしました結果、直轄では三十七億九千九百万円、補助では三十五億九千九百万円、こういうような数字に相なったわけでございまして、

それではこれを大體従来の方針通りにやって参りますと三十八年度末進捗率はどのくらいになるかといひますと、右から三行目をごらんいただきますと、

五、六、七、三十七年災は八七・七％、補助におきましては三十五年災完了、六、六、三十七年災は八六・六％、三十七年災は六六・六％、こういうような進捗率を見るように予算が考えられていまして、

以上簡単にございまして、河川局関係の予算の説明を終わります。

○加藤（高）委員長 次に前田住宅局長。

○前田（光）政府委員 三十八年度の住宅対策費予算の概略を資料によりまして申し上げて参ります。

まず住宅建設計画につきましては、三十八年度におきましては、政府施策住宅と民間住宅を合せて七十八万七千戸の住宅建設を目標にいたしております。このうち政府施策住宅は二十八万七千戸でございます。この数字は一ページに一覧表で掲げてございまして、国庫補助住宅が、公営住宅、改良住宅を合せて六万五千戸、住宅金融公庫の融資の公庫住宅が十二万八千戸、公団住宅が三万四千戸、厚生年金等その他の住宅が六万四千五百戸、合

計二十八万七千戸の住宅を政府の資金によりまして建設する予定でございまして、そのほかに、自力によりまして民間でできる住宅は五十万戸と想定されておりますので、結局合計三十八年度におきましては七十八万七千戸の住宅ができる予定でございまして、

政府施策住宅の資金の一覧表を次に掲げてございまして、公営住宅につきましては補助金二百二十一億円、改良住宅が二十五億円、住宅金融公庫は、出資金が九十五億円、政府低利資金が五百億円、自己資金が百十五億円、合計七百四十億円、公団住宅が、出資金が八十億円、政府低利資金が二百九十二億円、民間資金が三百億円、自己資金が八十二億円、合計七百五十四億円、それから防災街区造成の補助金が二億八千万円、合計いたしまして三ページの方の欄にございまして、補助金、出資金、低利資金、民間資金、自己資金等合せて総計千七百十三億円という資金によりまして住宅建設事業を行なう予定でございまして、

その次に、三十八年度の住宅対策の特色を申し上げますと、まず戸数の問題であります。これは先ほどの表にございまして、政府施策におきまして二万二千戸の増、予算額では三百二十四億円の増加となっております。そのうち特に規模の向上及び不燃率の引き上げを行なうほか、単価につきましては若干の是正を行なっております。特に低所得者に対する住宅対策を強化いたしますとともに、不良住宅地区改良事業の推進、市街地の不燃高層化、農山漁村住宅対策の強化、宅地対策の充実ということを考えまして、新たに宅地対策につきましては、新たに

宅地債券を発行いたしました。宅地供給の増大と宅地貯蓄の奨励をはかりたいと考えております。

次に、まず公営住宅から申し上げますと、公営住宅は、御承知のように、公共団体が提供する公営住宅につきまして国が補助する事業でございますが、三十八年度におきましては、不燃率を特に引き上げまして従来六四％程度でありましたものを七四％というふうなように上げて、質の向上をはかっております。また単価につきましては、木造につきましては約一〇％程度、簡易耐火構造を九％、それから簡易耐火の二階建が一〇％、中層耐火の住宅につきましては八％、用地費につきましては一四％、公共団体の事業の執行に支障なからしめるためにかなりの単価の引き上げをはかったわけでございまして、

公営住宅の種別、規模、戸数につきましては、六ページに表をあげておきましたのでごらんをお願いしたいと思います。

これに対する資金も、住宅の種別に応じまして七ページに一覧表をあげておきました。

次に、住宅地区改良事業でございますが、これは劣悪な居住環境を改善し、あわせて市街地の合理的利用をはかるために、地方公共団体の不良住宅地区について不良住宅の除却を行なうの補助でございますが、予算で二十五億円ほどございまして、その計画の戸数は八ページの表にありますように、住宅を四千五百戸、除却する坪数が約二万五千八百七坪という予定をいたしております。

六

資金につきましては、その次の表に
ごさいますように、二十五億三千万
円を計上いたしております。

その次に、住宅金融公庫につかま
しては、十二万八千戸の住宅を建て、ま
た中高層耐火建築物に対する融資ある
いは住宅用地の取得、造成、災害被災
住宅の建設、補修、地すべり関連住
宅、宅地防災資金の貸付、そのほか昭
和三十二年度から住宅融資保険の業務
を行なっております。なお、三十八年
度におきましては住宅用地の造成にか
なり重点を置くとともに、単価につき
ましては、公営住宅に準じて引き上
げ、公庫の事業の円滑化をはかりたい
と考えております。特に、農山漁村住
宅のための重点施策をいたしまして、
住宅の改修につきまして新たに融資を
することにいたしまして、住宅公庫に
おきましては、とりあえず三十八年度
におきましては貸付金約十億円、事業
量といたしまして八千件を予定いたし
まして、新規に主として農山漁村住宅
の改善というのを目的とした従来に
なかった住宅の改善、修繕についての
資金融通をいたしたいと考えておりま
す。

住宅金融公庫の業務の種類別の貸付
戸数と予定金額につきましては、十
ページに一覧表を掲げてごさいます。
十二ページには、御参考までに、現
在住宅金融公庫の行なっておりますと
ころの貸付の条件、利率、融資の割合
を掲げておきました。

資金計画は、先ほど申し上げました
ように、十三ページにも書いてござい
ますが、政府出資金が九十五億円、低
利融資が五百億円というふうになって
おります。そのほか自己資金が百十

四億六千三百万円入っております。宅
地債券の発行は九億を予定しておりま
すが、これはこの自己資金の中に含め
てごさいます。

その次に住宅公団でございしますが、
住宅公団は明年度は三万四千戸の住宅
と店舗等施設の建設及び宅地造成事業
を実施しようと思っておりますが、事
業計画は十四ページの表に掲げてござ
います。

住宅の建設は賃貸住宅が二万三千
戸、分譲住宅が一万一千戸、その他の
施設を入れますと、宅地につきまして
も団地施設その他各種の事業のワーク
を掲げておきました。

資金計画は、十六ページにございま
すように政府の出資金が八十億円と低
利資金が二百九十二億円、そのほか
住宅公団は民間資金から借り入れをい
たしますと、それが三百億円、合計
六百七十二億円で事業をいたします。
住宅公団におきましては宅地債券を発
行いたしますが、その額は十億円を予
定しております、それは自己資金の中
に一応含めて計算をいたしております。

そのほか、住宅公団におきまして
は、市街地の火災の防止、災害の防止
と土地の合理的利用をはかるために、
防災街区の造成につきまして補助をい
たしておりますが、これを本年度は二
億八千万円の予算をもちまして地方公
共団体に補助をする予定にいたしてお
ります。

その次に、宅地造成事業につきまし
て、先ほど都市局長の説明いたしまし
たものにつきまして補足して説明をい
たします。

資料は、三十八年度宅地造成事業関

係予算説明資料というのをお手元に配
付いたしておりますので、それを御参
照願いたいと存じます。

宅地造成事業は、政府におきまして
住宅金融公庫による融資と、住宅公団
の事業としての事業がおもなものでご
さいまして、まず三ページをごらん願
いますと、住宅金融公庫の融資から順
次書いてございします。住宅金融公庫
は、地方公共団体あるいは地方の公
社、協会等で行なっている事業につか
まして融資をいたしておりますが、四
ページに書いてございしますように、来
年度は事業量を大幅に増まして、土
地の取得を三百万坪に引き上げ、造成
の坪数を二百三十五万坪にいたしまし
て、事業費を八十五億円にいたしまし
ております。このうち三十八年度にお
いて一般に分譲できる宅地が、分譲面積
におきまして九十万坪、約一万二千戸
分の宅地を分譲できるかと考えており
ます。住宅公団におきましては、同じ
く相当大幅に宅地造成の事業量をふや
しまして、四ページの下の方に書いて
ございしますように、現在施行中の八百
二十五万坪の宅地、工業用地が三百四
十万坪という既定の事業の進捗をはか
るとともに、住宅用地五百万坪と工業
用地百万坪を新規に実施いたしたいと
思ひまして、合計百四十億円の資金を
準備いたしております。

宅地の分譲は、住宅公団におきまし
ては、来年度は分譲面積約二十二万
坪、三千戸分、工業用地については、
分譲面積四十六万坪の譲渡ができるか
と考えてその予定をいたしております。

このほか地方公共団体におきまして
は、区画整理によって宅地を造成いた
してありますが、すでに施行中のもの
の進捗をはかるとともに、新規に起債
を得まして、公共団体でも区画整理に
よって宅地を造成したいと思っておる
次第でございします。

以上、取り急ぎでしたが、住宅関係
と宅地関係の予算の説明を終わります
です。

○加藤(高)委員長代理 建部官繕局
長。

○建部政府委員 官繕局関係の予算と
いたしましては、官庁官繕費とオリ
ンピック東京大会実施準備の二項でござ
います。

まず官庁官繕費につきましては、四
ページ、五ページをごらん願いたい
といたします。

官庁官繕費は、三十七年度五十七億
三千百万円に對しまして、三十八年度
予算額は六十八億七千七百万円にござ
います。比較増減をいたしましては十
一億四千六百万円の増でございまし
て、伸び率は大体二〇%でございま
す。

以下官庁官繕費の内訳でございま
す。最初に中央官庁庁舎、これが八件
ございまして、十五億八千五百万円に
ございします。摘要欄にその個所が書い
てございしますが、このうち中央合同三
号館が新規でございまして、その他は
いずれも継続でございします。

次に地方官庁の合同庁舎、これが十
億三千八百万円にございします。これが
七件。このうち最後の大阪第一合同第
二副館が新規でございまして、他の六
件はいずれも継続でございします。次に
港湾合同庁舎六億七千九百万円、これ
が四件ございまして、いずれも継続で
ございします。

次に調査工事、これが三千八百三十
一万一千円にございまして、件数で十
四件でございします。これは中央官庁関
係が四件、地方合同庁舎関係が四件、
港湾合同庁舎関係が四件でございまし
て、その他一般官庁官繕関係が二件で
ございします。

なお、次に国立国際会館、これが四
億七千六百万円にございします。これに
つきましては、国庫債務負担行為額と
して八億五千万円がついております。

次に一般官庁官繕、これが九十三件
ございまして、二十六億六千六百万円に
ございします。この中には十件の継続が
ございします。

次に、施設特別整備費二億七千四百
二十一万三千円にございします。これは
従来の特別修繕費、それから暖房設備
の整備費、それと中央合同庁舎の二号
館の改修でございします。

その他附帯事務費として一億二千三
百万円にございします。以上が官庁官繕
費でございします。

次に、オリンピック東京大会の実施
準備費としまして、八ページに表がご
ざいしますが、これにつきましては、明
年のオリンピック東京大会におきまし
て、オリンピックの選手村及び屋内総
合体育館を建設いたします。現在の代
々木のワシントンハイッ、これを解除
するために、これの米軍のかわりの施
設をいたしまして、調布その他に建設
をいたします分、これが三十六年度か
ら継続して実施をしておりますが、そ
のうち総合体育館と、それから高速道
路三号線がぶつかりますリンカーンセ
ンターの五十戸分、これにつきまして
はすでに昨年の十月に全部完成してお
りますが、その一期工事に引き続きま

して、残余の工事をすでに三十七年度の国庫債務負担行為額七十九億円をもって現在工事が始まつております。それに対して三十八年度の歳出分として、二十五億七千二百万円という事になっております。

以上でございます。

○加藤(高)委員長代理 以上で補足説明は終わりました。

○二階堂委員 僕は委員長に、資料の提出要求をいたしたいと思ひます。それから、一つできるだけ早く資料の提出をお願いいたします。

その一つは、住宅公団が工場用地の造成をやつております。これの三十六年度、三十七年度、三十七年度はまだ会計年度が終わつておりませんから見通しでいいですが、その三十六、七年度の造成の規模、これは坪数、金額、それから分譲を要求した要求者の氏名、それから分譲者が決定したもの、坪数、譲渡価格、これの資料をできるだけ早くお願いいたします。それが一点。それから第二点は、道路、河川の事業の三十七年度の進捗状況、それからまだ会計年度が済んでおりませんが、見通し、未執行繰り越し金額が一体どれくらいあるか。

それから道路については、鉄道との立体交差でまだ道路の予定の箇所が執行できない箇所があると思ひますが、これは一國、二國、それから地方道は要りません。そういう箇所が全国各地別にどのくらいあるか。それから労働賃、資材の物価の動きが三十六年度、三十七年度どう動くか。三十七年度、以上の資料を委員長の方から正式に一つ提出されるようにお願いいたします。

○石川委員 今の資料要求に関連いたしまして、私の方からも若干要求したいのですが、住宅金融公庫と住宅公団で、自己資金あるいは政府出資金以外に借入金でまかなつてゐるのが相当大きな要素を占めておると思ひます。完明に出すのはなかなかめんどうかもしませんが、その内訳、それから利率がどういふふうになっておるか、この資料をお願いしたいと思ひます。

それからあと一つは、先般この委員会でもつて通過いたしました水資源開発公団関係の資料が全然出ておらぬわけでありまして、やはりわれわれとしては相当重大な関心を持つておりますので、その昨年度の実績、それから今年度の予算、事業計画、そういうものをぜひ御提出願ひたいと思ひます。それはささいなものですからあらためて要求いたします。その二つを要求いたします。

○二階堂委員 それからもう一つ、建設省の工事に關係しておる業者の氏名、それは何かクラス別になつておりますね。Aクラス、Bクラス、Cクラス、そういう建設省に登録された業者をクラス別に全部。そしてその業者が三十六年度、三十七年度、割合においてどういう割合で入札しておるか、その資料を一つお願いいたします。

○中島(義)委員 道路局の方へ資料要求をいたします。道路予算は非常に伸びておるのですが、これが結局一國市街地周辺というところの重点を置いて、二國とか地方道路とかいふようなものは非常に荒れほうだいになつておる。従つて、応急処置として補修費の補助の費目を設けることを前

の国会でも要求し、建設省もそれ了解したかのごとく見えたのであるけれども、本年度予算にこれが載つておらない。聞くところによると、建設省は要求したけれども、大蔵省の方で削つてしまつた、こういうふうなうわさも聞いておるわけでありまして、その間の事情を克明に一つ文書で出していただきたい、こう考へております。

○加藤(高)委員長代理 ただいま二階堂君、石川君及び中島君より御要求のありました資料は、直ちに提出させるよう取り計らいます。

次会は来たる十三日水曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会